

防衛省訓令第 2 2 号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 2 9 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、
天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴う自衛隊の礼式に関する訓令の特
例に関する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

防衛大臣 岩屋 毅

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴う自衛隊の礼式に関
する訓令の特例に関する訓令

天皇の退位等に関する皇室典範特例法第 3 条及び第 4 条に規定する上皇及び上皇
后についての自衛隊の礼式に関する訓令（昭和 3 9 年防衛庁訓令第 1 4 号）の規定
の適用については、次の表の第 1 欄に掲げる同訓令の規定中同表の第 2 欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 1 1 条 第 2 項	又は皇太子	、上皇、上皇后又は皇太子
第 1 2 条 第 2 項第 2 号及び 第 3 6 条 第 2 項第 1 号	及び皇太子	、上皇、上皇后及び皇太子
第 3 2 条 第 1 項、 第 4 6 条 第 1 項及 び第 8 2 条第 2 項 第 1 号	皇太子	上皇、上皇后、皇太子
第 7 6 条	第 6 号に掲げる者	第 6 号に掲げる者並びに施行規則附則第 1 2 項の規定により栄誉礼受礼資格者とされ る上皇及び上皇后

第 8 4 条 第 1 号	又は皇族	、皇族、上皇又は上皇后
第 8 4 条 第 3 号	皇族	皇族、上皇又は上皇后
別表	副議長等	副議長等並びに施行規則附則第 1 2 項の規定により栄誉礼受礼資格者とされる上皇及び上皇后

附 則

- 1 この訓令は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令は、この訓令の施行の日以前に皇室典範（昭和 2 2 年法律第 3 号）第 4 条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。